

刑法の一部を改正する法律案要綱

第一 危険運転致死傷

「四輪以上の自動車」とされている危険運転致死傷罪の対象を「自動車」とすること。（第二百八条の二関係）

第二 自動車運転過失致死傷

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処するものとする。（第二百十一条第二項関係）

第三 附則

一 この法律は、一部を除いて公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条ないし第五条関係）